

〔註〕

- 一、玉井幸助氏、講座「問はず語り(一)」言語と文芸(三号)。(以下「講座」と略称するは、同誌に連載されたそれを指す)
- 二、玉井幸助氏「問はず語り」に記された二人の男性について、付永福門院の事「学苑(昭三六、一)
- 三、長野普一氏「とはすがたりの文芸的考察」国語と国文学(昭三八、九)
- 四、次田香澄氏「とはすがたり本文考」国語と国文学(昭三七、一)
- 五、松本寧至氏「とはすがたり本文存疑」国語と国文学(昭三八、三)
- 六、松本寧至氏「とはすがたり歌謡襟記」豊山学報(七)
- 七、玉井幸助氏「問はず語り」の年立「学苑(昭三五、一)
- 八、松本寧至氏「とはすがたり匿名人物考、伏見の人について」国文学踏査(七)
- 九、長野普一氏「とはすがたりに登場する人物―雪のあけぼの―」立教大学日本文学一〇号(昭和34年度本学大学院修了・三鷹高校教諭)

二、二条の善光寺参詣について

小 口 倫 司

二条の信濃の国善光寺への参詣は「善光寺の先達に頼みたる人、卯月末つ方より、大事に病み出して前後を知らず(中略)少し怠るにやと見ゆる程に、我身又打ち臥す」・「やう／＼年の暮にもなり行けば、今年は、善光寺の予定も叶はで止みぬと、口惜しきに」等鎌倉に到着してから、あるいはそれ以前からの強い宿願であったと思われる。(善光寺は現世利益的面が強く二条の信仰とは違いがありいかにしても訪れようという魅力を感じていたかが疑しい)

こうした中で年も暮れ翌正応三年春「善光寺へ参るべしと言ふも便りうれしき心地して」川越の入道という者(吾妻鏡文永三年七月

四日の条に「河越遠江権守経重」とあるがこの人の事か——松本氏説)の後家の尼の住まう川口へ下り、参詣の足がかりとした。この年もいたずらに過し(この間に問題があるが)機ようやく熟して、四年二月余日出発したとなっており、これまでの記述構成がなかなか作為的に感じられる。

善光寺に関する記事省略

さて二条がどの街道を赴いたかという点であるが、武蔵の国から場合は中山道、追分で分れ、小諸・田中・海野・上田・戸倉・屋代を経て善光寺に達する信州北国街道・和田・塩尻から姨捨山・篠

ノ井を経ての北国西街道とがある。後者に関しては正安三年、明空が編んだという宴曲中・善光寺参詣の道行風な部分に見えている。

今便宜上二条の善光寺参詣の本文を引用しておく、

如月の十日余りの程にや、善光寺へ思ひたつ碓氷坂・木曾の懸路の丸木橋、げに踏み見るからに、危う気なる渡りなり、道の程の名所なども休らひ見たかりしかども、大勢に引き具せられて、事繁げかりしかばなにとなく過ぎにしを思ひの外にむづかしければ宿願の志ありてしばし籠るべき由を言ひつつ（中略）一人留りぬ。所の様は眺望などはなければ、定身の如来と聞き参らすれば頼しくおぼえて、百万遍念仏など申して暮す程にたかをかのいわみの入道といふ者あり、いと情ある者にて歌常に詠み、管絃などして遊ぶとて片方なる修業者尼にきそはれてまかりたりしかば、誠に故ある住ひ辺土分際には過ぎたり、かれといひこれといひて慰むるたよりもあれば秋まで留りぬ。（筆者原文を漢字に改む）

この記事によると、道中の記事に乏しく詳細を欠くが、「碓氷坂」・「道の程の名所などもなく」などという点から北国街道を辿ったかと想像される。それにしても「木曾の懸路」と丸木橋を踏んで善光寺へという部分が領けない。これは体験記事とは思われないし、その他の道中の記事に若干の前後はあっても誤りがないため、誤って木曾路としたとも思われない。これは十一世紀頃より信濃路の歌枕として詠まれ使用されたが、他所における歌作材料として用いられ、実際通過しての使用の少ない「木曾路」の引用と思われ。もともと二条の旅も幼くして見た西行修業の絵巻に影響されて

のためであり、「浪と見る雪をわけてぞ清ぎわたる木曾のかけはし底も見えねば」「ひと時は都を捨てて出づれども廻りて花も木曾のかけはし」等、西行の歌の影響による所もあろう。（空仁の女性への戯れの返答として詠んだ「恐しや木曾の懸路の丸木橋ふみ見る度に落ちぬべきかな」―千載集―は修業浅い二条の心を軽くつづいた歌であったかも知れない）又前述の宴曲にも「信濃の木曾路・甲斐の白根・思を雲路に」と枕詞的に使われており、信濃路へ足を踏み入れた者が実際訪れた、いなやにかかわらず記したのが木曾路であったらしい。奈良期に開けた名街道であったためでもあろう。いずれにせよ二条の場合は実際に踏んではないと思われる。

又、紀行文にも優れている二条が信濃路でしかも碓氷越えをしながら、浅間の嶽を描写しなかった事が不思議であり、「名所なども休らひ見たかりしかども大勢に引き具せられて事繁げかりしかば」という記事がこじつけのようでも不自然に思われる。浅間の嶽を詠んだ歌は名歌だけでも二〇首近く上げる事が出来るが、西行の歌は見当らない。要するに道中の記事が曖昧で簡潔すぎる。

二条は熱田社・江ノ島・中宮寺・当麻寺については、いずれにもその故事・来歴などの説明が詳しく博識を示しているが、善光寺の様子は、宿願の果てに訪れ、二月から八月までの六ヶ月程の長期間滞在にもかかわらず描写が簡単であり、それに反し帰途立寄った武蔵野の浅草寺の描写が詳しいという点は領けない。時代が下り、僧・尼という立場の違いはあるが、堯恵法師の「善光寺紀行」寛正六年七月上旬の条には、

西の刻の斜なるに、御堂にまうで侍り。思はざるに引導する人有

て。内陣に通夜せり。剎本尊の瑠璃壇をめぐりき。誠に多却の宿縁浅からず覚えて、観喜の涙せきあへず如来本朝御瑞現の往昔まで思ひつゞけて、暁に及ふまでに。月いと清らかに侍り。姨捨山を思ひやりて

とあり事細い。現在の善光寺は長野市箱清水にあり、善光寺平と称せられ盆地になっており、鎌倉時代も著名な霊場で山岳道場的な面が濃く高所に建てられた寺であるが、「眺望などはなければ」と記されている。要するに善光寺に関する内容が「とはすがたり」巻四・五全体からみてアンバランスであり、曖昧である。

二条あるいは持明院統に関する領地的関係も善光寺にはない（熱田神社に数多く参詣したのも領地があったためでもある点）。それに現在も二条か二条らしき人物の参詣したと思われる記録が善光寺関係にない。

しかし参詣の文中唯一つ、その地を尋ねての記事と思わせるものに、「たかをかのいわみの入道といふ者あり、いと情ある者にて、（中略）誠に故ある住ひ辺土分際には過ぎたり」という所がある。

松本氏は、善光寺警固のための奉行人を置く事を記した、吾妻鏡文永二年十一月の条「所謂、和田石見入道仏阿・原宮内左衛門入道西蓮・窪寺左衛門入道光阿・諏方部四郎左衛門入道定心等也」の仏阿をその人にあてておられるが、二条と出合った正応年間からは二十七年の隔りがあり、同一人物かは疑問である。吾妻鏡中の人物は信州和田郷辺の出かと思われる。以上の点から二条はその意志があったにせよ、実際善光寺参詣を行っていないと私は考えたい。

最後に当時の善光寺は口唱念仏派であり、熊野・高野信仰に近い

民間信仰的なものが強かったといわれ、明遍（註1）・一遍（註2）等仏者の訪れも多かった。それに女人の往生を認めるという点、物語にも干手・虎御前が行いすましたと伝えられ、「国阿上人絵伝」にも「七昼夜の間・老若男女ともに称名念仏して」とある様に人氣があったと思われる。それに当時の権力者北条氏の庇護あつく、泰時（註3）が信濃の小県郡の田地を不断念仏料に、時頼（註4）も又田地を寄進した事が「吾妻鏡」に伝えられている。又鎌倉期には善光寺の道場なるものが開かれ「来迎寺」・「如来寺」・「極楽寺」はその道場の一つであったといわれ（善光寺僧談）る。以上の点から二条は実際に善光寺を訪れなかったが、鎌倉で北条一族に参詣をすゝめられ、意志はあったが病い等で実現は出来なかった。川口に下った時、阿弥陀三尊を模造して安置するという、定尊（註5）が建久年間開創した川口の「善光寺」を訪れ、文永年間成ったと伝えられる「川口善光寺縁起」などを見る機会があった。供養の折には導師として信濃の善光寺に招かれた事のある隆弁は（註6）（文永の頃）二条の母方の縁者である。後深草院・伏見院も同寺には信仰があつかった。（伏見院は四十八躰仏を同寺のため鑄造している。今井登志喜「信濃二千六百年史」）等から同寺に対しては無縁ではなく、充分知識があつたと思われる。「いわみの入道」なる人物も鎌倉か川口で知り合った者であり、川口には長く滞在した（本文にしたがうと一年八ヶ月程になるが）と思われる。よって「とはすがたり」の善光寺参詣は物語的構成上用いられた材料にすぎず、宿願云々、大勢に引き寄せられて等の記事は物語化されたもので、二条は川口に滞在しただけだと考える。

註一 明遍僧都の参詣資料

高野の明遍僧都、善光寺参詣の帰りあしに法然上人に對面（「一言芳談」）

註二 一遍の参詣（善光寺）資料

文永八、辛未、同卅三才、今年、信州善光寺に詣で自利々他を祈り、三河の本尊を团す。（「一遍上人年譜略」）

註三 北条泰時小泉領善光寺に寄進の資料

七月十五日、壬午、（中略）今日、前武州（泰時）以田地、（小泉郡室賀郷内）不断念仏料所、限未際、令寄附于信濃国善光寺給

・（「吾妻鏡」卅三）

註四 北条時頼善光寺に領寄進の資料

三、二条の足摺岬行について

この小論で 私が問題にするのは、巻五に記された、作者二条の足摺岬（註1）への旅についてである。この旅については、山岸徳平氏の、（註2）「その（敵島）帰途には四国に出て土佐の足摺岬へも廻った云々」の記述をはじめとして、玉井幸助氏（註3）、松本寧至氏（註4）、次田香澄氏（註5）ら諸家のいずれも、何らの疑義もはさまれないかのように、二条が、足摺岬まで実際に行っ

三月十七日、丁酉、最明寺禅室買得信濃国深田郷給、今日寄附善

光寺（「吾妻鏡」五十一）

註六 「隆弁」の事・資料

隆弁大納言法印如意寺と号し聖福寺殿と号す、治むること三十七年、四条大納言隆房卿の息（中略）園城寺の長吏たり文永八年善光寺供養導師を拜任す。（「鶴岡八幡宮寺社務職次第」）

註五 川口善光寺と定尊の資料

善光寺の本尊は、一光三躰なり、是れを、新たに模鑄しけるは、尾張国熱田の僧、定尊法師、靈によりて、建久六年五月十五日、尊を鑄成し、岡じく六月廿八日に、二菩薩を鑄成しける。（「塩尻」）（昭和三十三年度国文学科卒、長野県立阿智高校教諭）

神 谷 道 倫

たとわれている。これは、恐らく、「土佐の足摺の岬と申す所が、ゆかしくて侍る。ときにそれへまゐるなり」という作者の記述を、そのまゝ信じられたゆえと思われる。しかしながら、克明にこの前後の本文を読んでも見ると、いくつかの矛盾に氣付くのであって、前述の作者の記述を額面通り受け取ることには、私としてはできかねると思うのである。以下問題点をあげて、一つ一つ検討して見たい。